

第51回 名張市都市計画審議会 議事録

日時：令和6年6月5日（水）

午前10時00分～午前11時11分

場所：名張市役所2階 庁議室

【議長】

はい。それでは着座にて進行させていただきます。名張市都市計画審議会条例第5条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして格段のご協力を何卒よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に、本日の会議の公開については、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものとします。事務局、傍聴者はおりますか。

【事務局】

はい。傍聴定員15名のうち、傍聴希望者は現在2名でございます。

【議長】

はい。傍聴の希望があるようでございますので、傍聴者の誘導を事務局の方、お願いいたします。

・・・傍聴者 入場・・・

【議長】

よろしいですか。では議事に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規程第11条1項の規定により、秋元真奈美委員と足立淑絵委員を本会議の議事録の署名者に指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これより、審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、よろしくお願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。都市計画室室長の喜多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。本日の議案は、第1号議案、名張都市計画ごみ焼却場の変更（案）（名張市決定）です。そして、第2号議案でございますけれども、名張市立地適正化計画（案）（最終報告）でございます。第1号議案につきましては、関係室長としまして、伊賀南部環境衛生組合 業務室 高野室長、環境対策室 恵村室長、教育委員会 教育総務室 学校給食・学務担当 堺谷室長の3名が同席させていただきます。よろしくお願いいたします。本件に関しまして、令和6年5月10日から24日まで、都市計画室において案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。それでは第1号議案の方から進めさせていただきます。詳細につきましては、担当係長、寺本の方からご説明させていただきます。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、よろしくお願いいたします。

【事務局】

都市計画室の寺本でございます。着座でご説明させていただきます。それでは、第1号議案についてご説明させていただきます。議案書の方、ご覧いただけますでしょうか。表紙をめくっていただきまして1ページ目、計画書です。

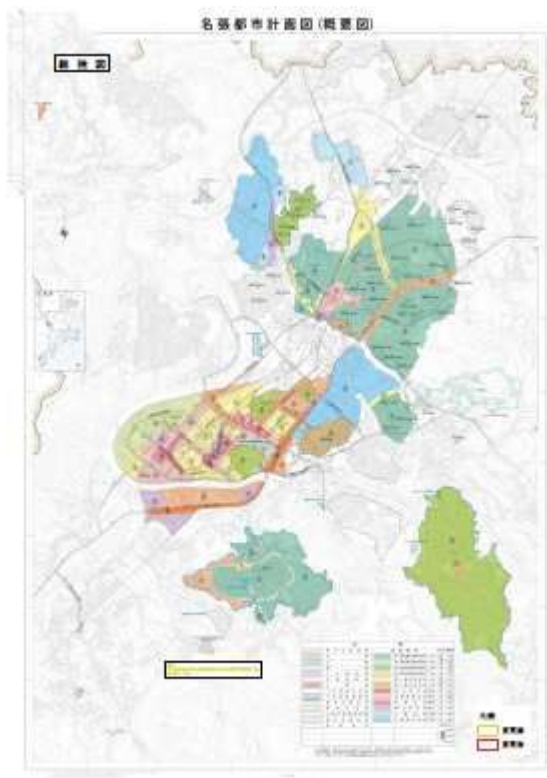
名張都市計画ごみ焼却場の変更（名張市決定）

名張都市計画ごみ焼却場中第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場を廃止する。

理由

別紙理由書のとおり。

名張都市計画ごみ焼却場の変更（名張市決定）。名張都市計画ごみ焼却場中第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場を廃止する。理由は別紙理由書のとおりです。後ほどご説明いたします。ページ進みまして先に5ページをご覧いただけますでしょうか。



こちらは総括図です。都市計画区域内で決定しているすべてのものをまとめた図となります。図の一番下の方、黄色の線で囲んでいる区域が、今回廃止したいと考えております、第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場の区域です。青蓮寺に位置しています。そして、こちらを拡大したものが隣の4ページに戻っていただきますが、計画図です。横向きになっていまして申し訳ございません。



現在、区域内には、紙・繊維類資源を保管する施設である伊賀南部環境衛生組合伊賀南部ストックヤード、そして、テニスコートとグラウンド、正確にはソフトボール場がございます。面積は約2.5ヘクタールです。右下の凡例では赤の線で変更後とありますが、廃止することになりますので赤の線での記載はございません。この議案書の方には載っていないんですけれども、現在、都市計画決定しているごみ焼却場がこちらの青蓮寺ともう1つ下比奈知の方でございます。現在、2つ決定しているうち1つを廃止したいということで名張都市計画ごみ焼却場の変更ということになります。次に、第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場の経緯ですが、こちらも議案書には載っておりませんので口頭で説明させていただきます。元々は昭和45年7月に名張市清掃工場の稼働に伴って都市計画決定いたしました。昭和61年4月に組織の改正に伴い、名称などを変更いたしまして、それが現在まで続いております。清掃工場の老朽化に伴って平成20年に運転を停止し、その後、ごみ中継所として利用されていることもありました。現在は、平成24年から伊賀南部ストックヤードとして利用しています。なお、現在、稼働しています伊賀南部クリーンセンターについては、平成18年5月に名張都市計画ごみ処理場として都市計画決定し、現在も継続しております。それでは、議案書の2ページをご覧くださいませすでしょうか。

新 旧 対 照 表				
名張都市計画ごみ焼却場の変更（名張市決定）				
(ゴシック斜体)：旧				
名張都市計画ごみ焼却場中第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場を次のように変更する。				
番 号	名 称 ごみ焼却場名	位 置	面 積	備 考
1	第1号名張市青山町 環境衛生組合伊賀南 部清掃工場	名張市青蓮寺 字北谷、根冷	約2.5 ha	処理能力 100t/16h
—	—	—	—	—

計画書の新旧対照表です。表の上段、ゴシック斜体の文字が旧の内容、表の下段が新の内容です。今回は廃止となりますので、下段は棒線を引いています。それでは、次のページをご覧くださいと思います。

理由書

今回廃止するごみ焼却場第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場は、昭和45年7月に名張市清掃工場として当初都市計画決定し、運転を開始しました。

その後、昭和61年4月に区域の拡大と現在の名称に変更を行い、運転を継続していましたが、老朽化に伴い、平成20年に当該施設に代わる施設として、伊賀市奥鹿野地内で伊賀南部クリーンセンター（平成18年5月都市計画決定「伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場」）の運転が開始されたことから、これに合わせて運転を停止しました。

以降、清掃工場の解体を行い、現在に至るまで伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場へ持ち込むごみのストックヤード（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第5条第1項の規定による一般廃棄物処理施設や同7条の産業廃棄物処理施設、建築基準法第51条で定める施設には該当しません。）として利用しています。

議案書3ページ、理由書です。読ませていただきます。今回廃止するごみ焼却場第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場は、昭和45年7月に名張市清掃工場として、当初都市計画決定をし、運転を開始しました。その後、昭和61年4月に区域の拡大と現在の名称に変更を行い、運転を継続していましたが、老朽化に伴い、平成20年に当該施設に代わる施設として、伊賀市奥鹿野地内で伊賀南部クリーンセンター、平成18年5月都市計画決定、伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場の運転が開始されたことから、これに合わせて運転を停止しました。以降、清掃工場の解体を行い、現在に至るまで伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場へ持ち込むごみのストックヤード、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項の規定による一般廃棄物処理施設や同7条の産業廃棄物処理施設、建築基準法第51条で定める施設には該当しません、として利用しています。

ごみ焼却場としての機能は、既になくなっていますが、将来的にごみ焼却施設の再建築・再稼働の可能性が残っていたため、これまで都市計画施設として存続していました。

しかし、この度、中学校給食の開始に向けて当該区域内の西側部分で給食センター建設を決定するにあたり、将来においてごみ焼却場又はごみ処理場として利用することはないことを土地及び施設所有者である伊賀南部環境衛生組合と確認できたため、第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場を廃止するものです。

ごみ焼却場としての機能は、既になくなっていますが、将来的にごみ焼却施設の再建築・再稼働の可能性が残っていたため、これまで都市計画施設として存続していました。しかし、この度、中学校給食の開始に向けて当該区域内の西側部分で給食センター建設を決定するにあたり、将来においてごみ焼却場又はごみ処理場として利用することはないということを土地及び施設所有者である伊賀南部環境衛生

組合と確認できたため、第1号名張市青山町環境衛生組合伊賀南部清掃工場を廃止するものです。3段落目のストックヤードの所の括弧書きについて補足説明させていただきますと、建築基準法第51条では、ごみ焼却場やその他政令で定める施設の位置については、都市計画決定したものか、都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可したものなどに限り建築できることとされておりますが、ストックヤードはその対象施設ではなく、また、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設でもないので、都市計画を廃止しても、ストックヤードの存続に問題はないということでございます。それでは、都市計画の変更手続きについてご説明いたします。これも議案書に載っておりませんので、口頭で説明させていただきます。これまで行ってきた手続きですが、令和6年3月から4月にかけて、関係機関に説明や協議を行いました。伊賀建設事務所の建築開発課、三重県環境生活部環境共生局の廃棄物対策課、大気・水環境課、資源循環推進課です。関係機関協議の後は三重県都市政策課と事前協議を行い、異存ない旨の回答をいただきました。計画案の縦覧につきましては、事前に広報、ホームページ等で案内を行い、5月10日から24日まで実施しましたが、先ほど室長から説明しましたとおり、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。続きまして、今後の手続きについてですが、本日、都市計画審議会でご審議いただき、答申いただいた後、三重県知事に協議申出を行う予定です。知事より回答をいただいた後、6月中に決定の告示ができればと考えております。都市計画ごみ焼却場の変更については以上でございます。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。事務局からの説明は以上でございますが、皆様からご質問ご意見等ございましたら、議長と呼んでいただきまして、ご発言をよろしくお願いいたします。はい、何かございますか。ないようでございますので、ちょっと私から、議長が言うべきではございませんが、今日ご説明ありましたように、昭和45年から稼働してまして平成20年に奥鹿野に移動したわけでございます。その時に特に奥鹿野まで遠いもんですから、大体名張の中心地から30分近くかかるということで、ストックヤードという形でされてましたが、このストックヤードの形はどういう形で考えておられますか。

【関係室長】

はい、議長。

【議長】

はい。

【関係室長】

今おっしゃられた内容につきましては、平成20年の10月から今の伊賀南部クリーンセンターの方に機能が移ったことにより、名張市民の方が持ち込みの際、伊賀市内への持ち込みということになりますので、それともう1点、道がなかなか難しい。当時は、新たにできた施設ありますので、カーナビ等でもちょっと場所がわかりづらいというところもありましたので、名張市民の方への利便性の向上を目

的として、元ありました伊賀南部清掃工場の敷地内の場所を利用して、名張市民の方の家庭から出るごみに限定しますが、受け入れを行っておりました。伊賀南部中継所ということで、中継施設でございました。こちらについては、家庭から出るごみ、指定袋に入った可燃ごみ、資源、粗大ごみの処理券が貼付されている粗大ごみということで、特段計量を必要としない、料金を頂くことが不要である形でのみ受付を行っておりました。その後は、やはり市民の方、場所についてもある程度わかっていただいた中で、それと利用者も減少傾向でもありましたので、そこについては皆さんご存知のとおり、伊賀南部中継所を廃止して、今の伊賀南部クリーンセンターで受け取りを行っているという状況でございます。

【議長】

はい、ありがとうございます。ほか、ご意見なかったら、1件だけ。奥鹿野は伊賀市でございますので、その辺ちょっと今後とも伊賀市と協調しながらですね、協議を進めていっていただきたいなという思いがありますので、何卒よろしくお願いしたいと思います。それではご意見等ないようでございますので、第1号議案、名張市都市計画ごみ焼却場変更について、採決をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

【委員の皆様】

はい。

【議長】

それでは、賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、全員挙手をいただきました。どうもありがとうございます。これによりまして、第1号議案は原案のとおり可決させていただきます。続きまして、第2号議案でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2号議案、名張市立地適正化計画（案）（最終報告）でございますけども、ご説明申し上げます。本件につきましては、昨年7月に実施しました前回の都市計画審議会の中で中間報告をさせていただきました。その後に実施いたしました地域説明会及びパブリックコメントで頂きましたご意見等を本日ご報告させていただきたいと思います。パブリックコメント等のご意見につきましては、事前に庁内及び議会での報告も行わせていただいております。その際に頂きましたご意見についても本日ご説明させていただきます。本計画の策定に当たりましては、都市計画審議会の意見を聞くこととされておりますが、それに加えて本審議会では小委員会、検討委員会の方でございますけども、設置していただき、計画案の検討、作成に多大なるご尽力をいただきました。久副会長をはじめ、小委員会にご参加いただきました皆様に、この場で改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。それでは、詳細につきましては、係長のほうから説明させていただきます。

【事務局】

始めに、前回の審議会以降の経過をご報告させていただきます。口頭でご説明させていただきます。昨年7月の審議会の後、8月に名張市議会で中間報告を行いました。10月には地域づくり代表者会議でご説明しまして、各地域での説明会開催のご希望を募らせていただき、11月に3地区にご説明にお伺いさせていただきました。その後、11月から今年の1月にかけて三重県協議、1月15日から1か月間パブリックコメントを行い、それらの結果を受けまして、3月の第5回策定検討委員会で最終の検討を行っていただきました。本日は、パブリックコメント等で頂きましたご意見の報告も含めて、本計画案の最終報告をさせていただきたいと思います。それでは、まずは資料2をご覧くださいませうか。

案 件	名張市立地適正化計画（素案）		
募集期間	令和6年1月15日～同年2月14日		
意見の件数 (意見提出者数)	10件（1人）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	3件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	2件
	参 考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	5件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	0件

パブリックコメントの意見募集結果です。早くに事前説明をさせていただきました委員の方には、本日資料の差し替えをお願いしましたが、これは、庁内の会議や議会の指摘を受けまして、言い回しを一部変更したり、パブリックコメントと地域説明会のご意見を分けるなどの修正をさせていただいたものでございます。一番上の表、上から3つ目の意見の件数欄ですが、報告書の様式にならって、意見の件数10件、意見の提出者1人としておりますが、正確には1団体からのご意見でございます。10件の内9件が居住誘導区域を設定する際に考慮しました災害ハザード、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域についてのご意見です。まず、これらの区域の考え方について再確認させていただきたいと思いますので、資料1、名張市立地適正化計画案の53ページをご覧くださいませうか。

①居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・農用地区域、農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地の区域
- ・自然公園の特別地域
- ・保安林の区域、保安林予定森林の区域等
- ・急傾斜地崩壊危険区域（防止措置等が講じられている区域を除きます。）
- ・土砂災害特別警戒区域

②災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域

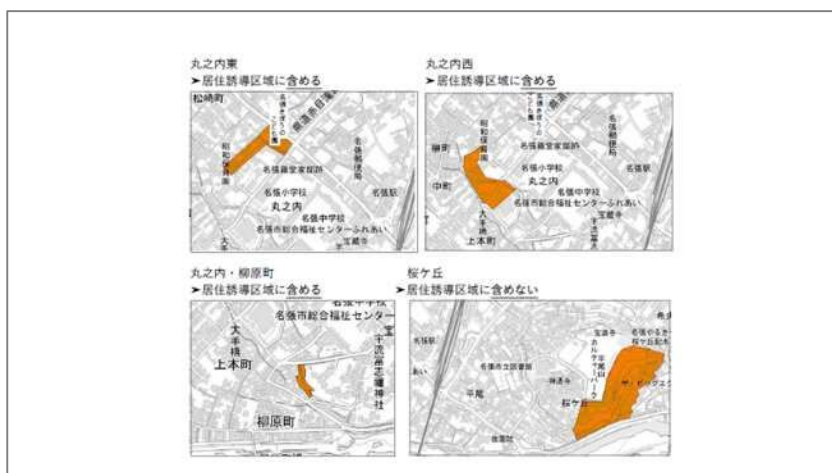
- ・土砂災害警戒区域
- ・水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域

まず、急傾斜地崩壊危険区域の考え方ですが、丸1番の上から4つ目です。法律で居住誘導区域に含まないこととされている区域ですが、ただし書きがありまして、防止措置等が講じられている区域を除くとされています。次に、土砂災害警戒区域の考え方ですが、災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域とされています。それでは、次に資料3の参考資料をご覧くださいと思います。

【急傾斜地崩壊危険区域】



資料3の1ページ目のように、居住誘導区域案の中にはこちらのよう4か所の急傾斜地崩壊危険区域があります。左下の、丸の内・柳原町の所だけを居住誘導区域に含めることにしていたのですが、パブリックコメントのご意見では1番、2番も防止措置が講じられているので居住誘導区域に含めるように、そして、桜ヶ丘については一部、防止措置が講じられているので、再度精査するようにとのご意見をいただきました。



結果を先に申し上げますと、丸之内東、丸之内西はご意見を受けて居住誘導区域に含めるように変更し、桜ヶ丘については元の案どおり居住誘導区域に含めないままといたしました。これをどのように回答したかというのが、資料2の1、ページの一番下の欄からです。

第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 急傾斜地崩壊危険区域「丸之内東」「丸之内西」「丸之内・柳原町」は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられているため、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域に位置付けること。	【修正】 急傾斜地崩壊危険区域「丸之内東」「丸之内西」については三重県建築基準条例第6条を考慮して居住誘導区域に含めていませんでしたが、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられていることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含め
	る修正をします。なお、急傾斜地崩壊危険区域「丸之内・柳原町」については、既に居住誘導区域に含めています。 修正箇所…56ページほか居住誘導区域を記載した全ての図

右側の回答欄を読ませていただきます。急傾斜地崩壊危険区域、丸之内東、丸之内西については三重県建築基準条例第6条を考慮して居住誘導区域に含めていませんでしたが、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられていることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含める修正をします。桜ヶ丘については2ページの上から3つ目の欄です。

第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 急傾斜地崩壊危険区域「桜ヶ丘」は、一部区域において、崩壊を防止するための措置が講じられているため、居住誘導区域に定めない区域を再度精査し、その結果を広く公聴した上で措置を講じること。	1件	【参考】 ご意見の区域は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が部分的に講じられています。今後、全体的な措置が講じられた際には、居住誘導区域の再検討を行います。
---	-----------	---

ご意見のとおり、当該区域においては、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が部分的に講じられています。今後、全体的な措置が講じられた際には、居住誘導区域へ含めることを再度検討させていただきます、といたしました。次に土砂災害警戒区域についてです。何度も申し訳ございませんが、資料3に戻っていただけますでしょうか。資料3の裏面をご覧ください。



▶桜ヶ丘、桜ヶ丘1・2、平尾1、東町・・・居住誘導区域に含めない
▶栄町1～3、丸之内1・2、丸之内・柳原町・・・居住誘導区域に含める

下の写真では黄色の所になります。これらの区域についてはすべて居住誘導区域に含めていなかったのですが、ご意見を受けて、現地を改めて見に行ったりしました結果、名張小学校周辺の一部について、居住誘導区域に含めることといたしました。このことについては、資料2の4ページ、下から2つ目の回答欄です。

第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 土砂災害警戒区域「栄町1」「栄町2」は、名張市が管理する斜面防護施設（小中学校施設、道路施設）が広い範囲に整備され、保全が見込めるため、当該区域は居住誘導区域に位置付けること。	1件	【修正】 ご意見の区域は、のり面保護工を施していることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含める修正をします。 あわせて、災害リスクが全くないわけではなく、土砂災害警戒区域の指定も継続されていることから、防災指針に必要な防災・減災対策を記載することとします。 修正箇所…56ページほか居住誘導区域を記載した全ての図、103ページ
--	----	---

ご意見の区域は、のり面保護工を施していることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含める修正をします。あわせて、災害リスクが全くないわけではなく、土砂災害警戒区域の指定も継続されていることから、防災指針に必要な防災・減災対策を記載することとします、といたしました。右ページ、5ページの最後のご意見ですが、こちらは災害リスクの低いエリアへの居住誘導や移転促進の検討をというご意見です。

第5章 誘導施策と目標値の設定 1. 誘導施策 第6章 防災指針 3. 防災まちづくりに向けた取組 災害リスクの低いエリアへの居住の誘導や移転を促進するため、以下の国補助事業等の活用を検討すること。 イ、防災移転支援計画の策定 ロ、病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主移転への支援 ハ、地区公共施設等の整備に係る都市防災総合推進事業の適用 ニ、災害危険エリア内の住居の移転、移転元地の買取等への補助 ホ、居住誘導区域に定めない区域の納税者に対する固定資産税の減免	1件	【参考】 居住誘導区域の設定について、災害リスクの高い地域は、原則として除外していますが、これは、当該地域に既に居住している方が引き続き住み続けることを否定するものではありません。現時点では移転等を推進するものではありませんが、ご意見いただきました補助事業等の活用につきましては、将来を見据えて検討を継続してまいります。
---	----	--

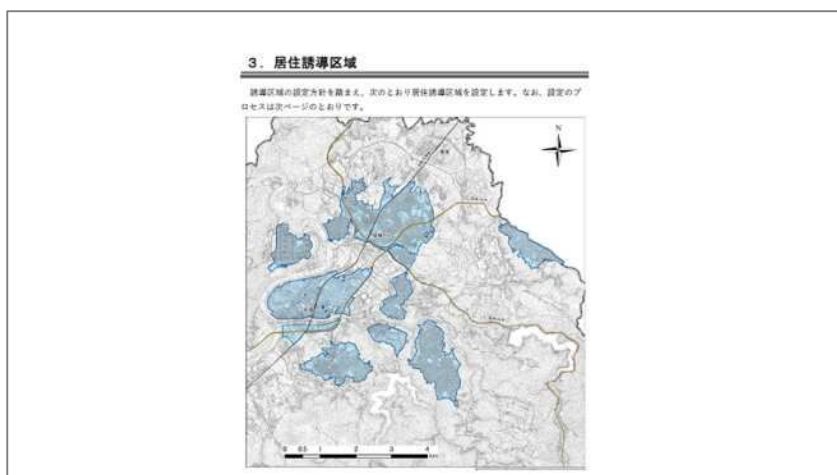
これに対しましては、居住誘導区域の設定について、災害リスクの高い地域は原則として除外していますが、これは当該地域に既に居住している方が引き続き住み続けることを否定するものではありません。現時点では移転等を推進するものではありませんが、ご意見いただきました補助事業等の活用につきましては、将来を見据えて検討を継続してまいりますといたしました。次に地域説明会でいただいたご意見です。最後の6ページをご覧くださいと思います。

第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 一番心配なのは過疎地。今後、水道などのインフラ整備ができないということにつながらないか。	1件	【その他】 居住誘導区域外であることを理由として、道路や水道の整備をしないということはありません。本計画（素案）による居住誘導区域の設定は、都市の広がりを抑制するためのものです。
第5章 誘導施策と目標値の設定 2. 目標値の設定 市内の交通の満足度が3.7、1パーセントというのは結構低いと感じた。目標値も基準値以上というのは志が低いのではないかな。できなかったらできなかったで良いと思うので、同じような規模の自治体を参考にして具体的な数値を挙げてください。	1件	【その他】 現在の公共交通に対する満足度は、非常に低く、降下傾向にある厳しい状況です。この中で地域公共交通施策を進めており、1ポイントでも満足度を上げることを目標に定めています。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

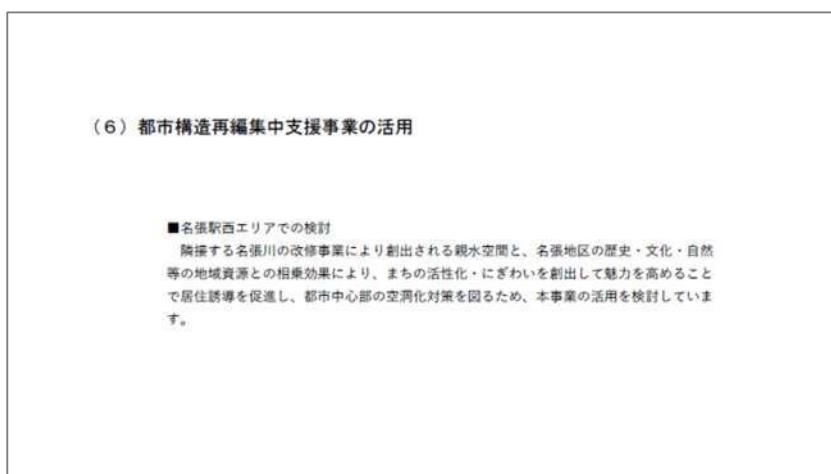
3件ございます。まず1つ目ですが、居住誘導区域外のインフラ整備について心配だというご意見をいただきましたが、これに対しましては、居住誘導区域外だからといって、道路や水道の整備をしないということはありません。本計画素案による居住誘導区域の設定は、都市がこれ以上広がっていくことを抑制するためのものです、と回答いたしました。2件目は、目標設定のうち、特に公共交通の満足度についてご意見いただきましたが、これについては、満足度が非常に低い中で1ポイントでも上げていきたいと考えているという回答をさせていただきました。

全体 20年先という今の若い人たちがメインになると思うが、40代ぐらいの人たちを集めて説明会はしないのか。	1件	【その他】 本計画（素案）作成の検討に当たっては、都市計画審議会の委員等から、地域、年齢、性別に関係なくご意見をいただきました。 概ね5年後には、計画目標年次を迎える名張市都市マスタープランと併せて一体的な評価・見直しを行う予定をしており、その際には各地域の幅広い世代の方に説明会へご参加いただけるように案内させていただきます。
---	----	---

最後は若い世代への説明についてご意見をいただきましたが、これに対しましては、概ね5年後には計画目標年次を迎える名張市都市マスタープランと併せて一体的な評価・見直しを行う予定ですが、その際には各地域の幅広い世代の方に説明会へご参加いただけるようご案内させていただきます、と回答いたしました。次に、庁内協議や三重県協議のご意見などを受けまして、前回の中間報告から変更した箇所の主なものをご説明いたします。資料1をご覧くださいと思います。文章校正やレイアウトなどの細かいものについては省略させていただきます。まずは、資料1の56ページをご覧くださいませでしょうか。



居住誘導区域についてです。プロセスの表現がわかりにくいと指摘を受けましたので、このように結果を先に見せてから、どのようなプロセスで設定したか次のページ以降で説明するという順番に変えました。これは69ページ以降の都市機能誘導区域についても同様にいたしました。なお、これらの誘導区域図は先ほどのパブリックコメントの結果を反映させております。次に、84ページをご覧くださいと思います。



元々、誘導施策として載せておりました都市構造再編集中支援事業の活用のところなのですが、一番最後のところに名張駅西エリアでの検討という項目を加えました。現在活用を検討しているということを記載しております。読ませていただきます。隣接する名張川の改修事業により創出される親水空間と、名張地区の歴史・文化・自然等の地域資源との相乗効果により、まちの活性化・にぎわいを創出して魅力を高めることで居住誘導を促進し、都市中心部の空洞化対策を図るため、本事業の活用を検討しています、といたしました。

2. 目標値の設定

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を次のとおり設定します。

また、概ね5年ごとに施策の実施状況などについて調査、分析及び評価を行い、目標達成に向けて進捗状況を検証します。

目標指標	基準値	目標値
市の総人口に対する 居住誘導区域内人口の割合	73.8%	基準値以上

※基準値は2020（令和2）年国勢調査による値とします。

次に、86ページの目標値の設定をご覧いただきたいと思います。1つ目の目標指標ですが、元々は居住誘導区域内の人口密度としていたのですが、それだと人口減少下、必ず減っていくことになりますので、市の総人口に対する居住誘導区域内人口の割合に変更いたしました。

■ 具体的な取組

○防災知識の普及啓発（実施主体）市

災害時に被害をできるだけ回避又は低減するためには、事前の避難の呼び掛けや知識の普及などのソフト対策が重要ですが、市では『名張市洪水・土砂災害ハザードマップ』や『名張市ため池ハザードマップ』を作成し、各戸配布やホームページへの掲載を行い、災害リスクの高いエリアや避難場所等の防災情報の周知を図っています。

土砂災害警戒区域や家屋倒壊等危険想定区域の一部については、災害リスクや整備状況等を総合的に勘案して居住誘導区域に含めていますが、災害ハザードエリアに指定されている以上はリスクが残存することから、引き続きハザードマップや本防災指針でもエリア等を示し普及啓発に努めます。

※各災害ハザードエリアを指定している国や県のホームページ等でも公表されています。

○急傾斜地崩壊危険区域の点検等（実施主体）県・市

急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている区域は居住誘導区域に含めていますが、引き続き三重県による定期点検等を実施します。

最後に、防災指針ですが、先ほどのパブリックコメントの結果を受けまして、103ページの具体的な取組の1つ目、防災知識の普及啓発の所に土砂災害警戒区域のことを記載したり、106ページの一番最後、急傾斜地崩壊危険区域の点検等についてです。急傾斜地危険崩壊区域のうち、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている区域は居住誘導区域に含めていますが、引き続き三重県による点検等を実施します、といたしました。

（目標値）

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を次のとおり設定します。

概ね5年ごとに施策の実施状況などについて調査、分析及び評価を行い、目標達成に向けて進捗状況を検証します。

目標指標	基準値	目標値
地震等の災害への備えをしている市民の割合	41.7%	基準値以上

※基準値は2023（令和5）年度の名張市総合計画に係る市民意識調査の値とします。

次に108ページでございますが、防災指針の目標指標の1つ目ですが、元々は居住誘導区域内における洪水浸水想定区域の面積としていたのですが、計算が非常に難しいことがわかりましたので、市民意識調査の項目、地震等の災害への備えをしている市民の割合に変更いたしました。最後に、今後の予定ですが、110ページをご覧くださいと思います。

1. 策定の経過

（1）名張市立地適正化計画策定経過

第2021（令和3）年度

5月～3月 庁内ワーキンググループ 全6回
11月～12月 中学生アンケート実施

第2022（令和4）年度

6月 開発行為等調整委員会
8月 都市計画審議会（諮問・小委員会設置）
11月 第1回立地適正化計画策定検討委員会
1月 中学生アンケート実施
第2回立地適正化計画策定検討委員会
3月 第3回立地適正化計画策定検討委員会

第2023（令和5）年度

5月 第4回立地適正化計画策定検討委員会
7月 都市計画審議会（中間報告）
10月～11月 地域代表者会議・地域説明会
12月 三重県協議
1月～2月 パブリックコメント
3月 第5回立地適正化計画策定検討委員会

第2024（令和6）年度

6月（予定） 都市計画審議会（最終報告・首申）
6月（予定） 策定・公表、三重県へ通知

本日、無事に審議会を開催することができましたので、最終のご意見をいただきまして、必要に応じて修正等いただきまして、今月中に策定・公表できればと考えております。説明は以上でございます。議長よろしく願いいたします。

【議長】

はい。事務局からの説明は以上でございます。この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、議長と呼んでいただきましてご発言をお願いしたいと思います

【委員】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

この案件についてはですね、名張だけではなく世界中でいろいろと注意を引いています。防災訓練も逐次行っています。だけど、やはりこういうような形で訓練していても想定外のゲリラ災害が来たりして、これはもう地球全体の問題だと思います。名張市としてもちょっと雨降っても近鉄の下のところの水が溜まって通行止めになったりする。それと、1つ懸念するのは旧町。あの辺が、前回のときも水資源の代表の方に質問させてもらいましたけども、情報としていつ頃に台風が来るというのが分かるような目先の報道がされている。そういう時に放水しますよね。ダムやってもらって年も経ってるし、それだけの対応力がなくなったら大変なことですからね。しかし、水が溜まってから放水をしているわけですよ。そんなの怖くて仕方がない。前々から災害が起きることが分かっているんやからね。事前的に徐々に放水してもらわんと。今ちょうど鮎釣りの時期になってきますし、そういうところでいえば、例えば安全面もありますからね。やっぱりちゃんと計画的にやってもらわんといかんと思います。やはり想定外のゲリラ豪雨きたりしますからね。その辺のところはやっぱり名張市として対応は難しいとは思いますが、そういうような形で動いてることはあるのでしょうか。特にやっぱり名張市では旧町の新町とか朝日町、薦原、あの辺りの住民の皆様が心配しているのは事実ですからそれを踏まえてお聞かせいただきたいと思います。

【議長】

今、委員からご質問あったわけですが、事務局の方よろしいですか。

【事務局】

はい。資料1の計画案、88ページをご覧いただきたいと思います。以前からご説明しております防災指針なんですけれども、こちらは位置付けに書いておりますように居住誘導区域を主に対象として設定しております。今言っていた総合的な防災対策については右側の名張市国土強靱化地域計画ですとか、地域防災計画、水防計画、危機管理計画などで定めておりまして、これらの総合的な計画と連携・整合を取りまして防災対策進めて参りたいと思います。以上でございます。

【議長】

委員、どうでございますか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

今、説明あったけども、実際のところ想定外の災害になる恐れが大分あると思うんですよ。その辺は前もって分かっているけど、予測できない場合もあります。日頃からこうして皆様お集まりいただいて会議やってたって、それ自体がやっぱり機能しないのが当然ですからね。一部の外国では、昨日までそこに住んでいたけど水没してしまう所もあります。確かにそういう所に住んでいたら心配されますから。その辺のところは、これで完全ということは絶対できないと思います。けども、そういった時にある程度対応してたという形で、そういうことが1つの安心感があると思いますから。その辺もやっぱりせっかく皆様にこうしてお集りいただいて会議していただいておりますから。具体的にとは申し上げませんが、考え方としていかがですかね。お願いします。

【議長】

都市計画として、今、委員さんが言われたことを十分踏まえた中でやっていただけるようにしていかないと急な災害がございますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

【委員】

アクション起こさないといけないことやからね。お願いします。

【議長】

はい。ダムができてから、新町も朝日町も水害が減ってきました。これ本当に今、木津川さんおられますけども、水資源さんのダムのおかげだなと。ただ、次の調整の問題も委員、言われましたけど、これはなかなか難しいところがあって、大阪市と名張市、こちらのダムとの協定があるようでございます。その辺もあるので、それは市の方で十分、安全確保の件で推進していただければありがたいと思いますので。本当に想定外のことが起こりますので、名張市全体で考えていっていただかないといけないことでございますので、特に市の方で重視してやっていただければと思います。はい、ほか、ご意見ございましたら。

【委員】

はい、議長。

【議長】

はい、委員お願いします。

【委員】

はい。今、提案されたことにこつては、議会にご報告いただいておりますので、特段どうこうありません。ただ、誘導区域に中心市街地が入ってる中で、普段からの活動で消防団として考えるのが、やはり建築基準法に従っていない建築、昔からの建屋の配置であったり、道路幅であったり、そういうことが今現在ある中で火災等を起こった場合に非常に厳しい状況にあると思います。そういったものを、今回のことじゃなくてこれから先の整備として、市として何か考えておられるのかだけちょっと伺いたいと思います。

【議長】

はい。委員が言われました意見に対して、事務局よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。今回、立地適正化計画、居住なり都市機能を誘導していく部分についての防災指針は先程、ご説明させていただいたとおりでございます。ただ、建築基準法の中で古い住宅が密集していて火災のリスクが高い所については、名張地区は多い所かなと思います。市が今進めているのは、建築基準法に基づいてですが、今の建築基準法に合っていない木造住宅は法施行前にできた既存不適格になるのですが、更新がなされるときに現在の建築基準法に基づく基準、仮に木造でだったとしても耐火性の高い基準ができていますのでそれに合わせていただく。違反建築については指導していくことで進めております。もう1点ご指摘いただきました道路の狭い所ですけれども、防災の観点から建築基準法では狭い所についてはゆっくり時間をかけていく、拡幅していくという制度がございます、建築基準法の第2条第2項道路といわれるもので、建て替えがある度に現在の道路のセンターラインから2mセットバックをして、最終的に4mの幅員を確保していこうという制度もございますので、そちらの方で市としましては建物の密集地域の防災を進めていこうということでございます。

【議長】

はい、委員。

【委員】

はい。ありがとうございます。本当に今住まわれてる方、その方の権利もあります。ですから、非常に難しい問題だなってということは、分かっている質問してるんですけども。やはり整備と、それから誘導していく中で再建築であったりする度に、現在の建築基準法に合わせて整備を進めていくという理解でよろしいですかね。

【事務局】

はい。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【議長】

はい、委員ありがとうございます。何卒、今言われた形で、旧町は道路狭いです。言われたとおり、2 mセットバックしてやっております。道路計画もしておりますけども、なかなか何十年もそのままでございます。どうにかその辺は市として計画してるものを施工していただけるように努力していただきたいなというところであります。これは、安全安心という点もでございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。はい、ほかに。

【委員】

はい、それに関連して。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

たしか、これ建築法で決められたと思うんだけど、今、名張はじっとしておりますけども、土地改革ね、いろいろ続いていましたが、一段落しましたよね。その時に建蔽率って出てきますよね。そういうのは、素案を作るときには市・県だけでなく、どこが中心にやっているのでしょうか。建蔽率について腑に落ちないところもあるのでね。どこがそれを検討されるのか、市はもう全然関係なしですか。だけでも、市の中であれば協議はしますよね。その辺はちょっとどうなってるかということで聞きたいです。

【議長】

わかりました。事務局お願いします。

【事務局】

はい。敷地いっぱい建物建っていることが防災上危険っていうことをご懸念されてのご意見かと理解させていただきました。建蔽率につきましては、法律で定められていますのと、地域によって県の条例で選んで定めることもできるという法の作りになっております。今、名張市で決めている建蔽率もこの都市計画審議会を経た上で定められた建蔽率になっておりまして、住宅地でしたら桔梗が丘ですと建蔽率が50%というのが指定されている状況にございます。例えば、ご懸念されているようなケース

で行くと、建物がどんどん小さな増築が進んでいってしまって建蔽率が増えてしまっているというような場合があります。そういった場合は意図してなのか気付かないうちに確認申請のいらない小さな増築が建蔽率オーバーになってしまっているケースがありますので、市及び県がそれぞれ建物の種類によって所管が違いますので、簡単に言ってしまうと木造は市、鉄骨は県みたいなすみ分けがございますので、それぞれの所管が違反になってしまっているもの、知らず知らずのうちに不適合になってしまっているものについては指導させていただいて、それを解消していただくようなことで進めさせていただいております。

【議長】

はい、委員よろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。ほか、ご意見ございましたら。

【委員】

はい。

【議長】

はい、委員お願いします。

【委員】

資料1の106ページですね、そこにも狭あい道路ということで載っているんですけども、今の話と関連するんですけど、旧町の一部通り沿いとか近商地域にはなっていると思うんですけど、心配するのは景観の保護と調整といいますか、整合性といいますか、せっかくひやわいとかも観光の一部にもなっているわけですけど、そういった所の保全と狭あい道路の解消っていうバランスを是非とも取っていただいて、景観を守りながらまちづくりをしていただけるようにお願いしたいと思ってます。これは意見というか、お願いします。よろしくお願いします。

【議長】

委員の意見に対して何かございますでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。私ども都市計画室は、景観とかまちづくりの方も業務としてございますし、建物の安全・安心を守っていく建築指導というのも同時にやっております。今、委員からご指摘いただいた件につきましては、事務局としても悩ましいところなんです。一応の考え方の差としましては、一例でひやわい挙げていただきましたけれども、先ほどの建築基準法で道路の中心から2mセットバック

クする2項道路というのは最低限1.8m以上ないといけないというのがあります。なので、1.8mよりも少ない道については建築基準上の道として認めておりませんのでセットバックはする必要がないということになるんです。なので、ひやわいの景観っていうのは、一方の見方をすると壊されることはない。ただ、もう一方の見方をすると、やっぱり避難安全上は狭い道なので危険性というのはあるので、向こうの広い道から逃げていくような道路を舗装する必要があると思います。両方バランスをとりながら、進めさせていただきます。

【委員】

よろしくお願いします。

【議長】

はい。ほか、何かご意見ございましたら。

【委員】

すみません。

【議長】

はい、委員お願いします。

【委員】

資料2の5ページから6ページにかけてですが、立地適正化計画の地域説明会における意見及び回答というところなんです。パブリックコメントでは1団体からのご意見があったり、今回こちらについては11月26日に開催して実際のところ何人参加したのか。地域代表者会議のところの説明をされたんだろうと思うんですけども地域代表者ではありますけども、もう少し広く伝えられなかったのかなというのが気になるところです。それに合わせて、6ページ目の一番最後に、概ね5年後にはマスタープランと併せて見直しをするのでまたその時には幅広い世代の方に説明会へご参加いただけるように案内をさせていただきますと書かれてあるんですけども、今回と同じような形ではきつとなかなか地域の代表者として若い方に入っていただく可能性は少ないと思うので、何かお考えはお持ちかなと質問させていただきます。

【議長】

はい、それでは委員の意見について、室長お願いいたします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。今回、10月に地域代表者会議で15地域の代表者の方に説明をさせていただきまして、地域説明会のご希望があるところはお邪魔させていただくということでインフォメ

ーションさせていただきましたところ、2つの地域から要望ございまして、1つ名張地域の区長会、もう1つが川西・梅が丘地域の住民説明会ということでその2箇所がご希望ありましたので、お邪魔させていただいて住民説明会の方をさせていただきました。この3件はその結果ということになります。その中で、集まられている方が都市計画は長い目で見ないといけないのに若い方の参加が少ないということでなんとか若い人に入っていただけるような説明会をということでご提案いただきました。都市マスタープラン、概ね5年後に改正考えておりますけども、前回から20年目の改正ということで非常に大きなものなので、これは地域代表説明会だけではなくて、もう全地域にお邪魔させていただこうということです。その中で、広報とか新聞とか、若い方のメディア変わってきておりますので、市の方ではSNSもやっておりますので、公式ラインも始まっておりますので、そういったところで若い方に積極的に若い方に入っていただけるように、皆さんのあるいは皆さんの子どもたちの未来のための計画ですっていうようなかたちでご案内させていただけたらと考えております。

【委員】

はい、よろしいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

はい、ありがとうございます。SNSも最大限活用するのかなと理解させていただいて、今SNSのアンケート調査っていうのが結構やっておりますので、今回も実施されていきますけども中学生のアンケート実施とか、例えば授業の一環で若い方に意見を聞くというのを少し積極的にやっていただけるとということで、引き続きよろしくお願いいたします。

【議長】

はい。ご意見いただきましたので、含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。はい。ほか、何かございましたら。よろしいですか。委員、総括的にどうでございますか。

【委員】

はい。今ご意見賜った話でいうとですね、委員がおっしゃった想定外をどこまで考えるかという話ですけれど、これ委員会の方でも、居住誘導区域をどこまで絞るかっていうところとも絡んできた話だと思ひうんですね。その危険性寄りに取れば、居住誘導区域は小さくした方がいいと。危険性の高い所は住まないでくださいねっていうお話をした方がいいんですけど、今の居住の権利というものもありますから、その中でどこまでぎりぎり住んでいただけるかっていうところで、今の地域を指定させていただいたということです。ただ、危険性の高い所は危険性高いですよと、こういうことを念頭に置きながら住んでくださいねっていう意味で、防災指針のところできちんと位置付けさせていただいたということで

ございますので、そういうご理解いただければと思います。それから、委員がおっしゃったお話でいうと、実はこの立地適正化計画を作りますと様々な補助金が優遇されます。その中には、いわゆる土地区画整理事業であったり、再開発事業であったり密集市街地の整備事業にも補助金がつくということになりますけれども、ただ、こういういわゆる面的な事業というのはそこに暮らしていただいている方の話し合い、そして合意がないと進みませんので、これは市役所だけではなくて、やっぱり住んでらっしゃる方々がどのように自分たちの町を考えていくのかっていうことで立ち上がっていただいて初めて進む事業でございますので、その辺りは市の方もこの立地適正化計画だけではなくて都市計画全体として、いわゆる密集市街地をどのようにしていくかという中で地元の方々と協議をしながら、これからも継続的に考えていただければなというふうに思ってます。それと委員のおっしゃったいわゆる町並み景観の話っていうのは私も重要だと認識をしております。この辺りは地域として防災機能を高めていくのか、あるいはその建物1つ1つの防災機能を高めていくのか、両方の考え方がありますので、街並みを守っていくという意味においては、その1つ1つの建物の防災機能を高めていく。それで街並みを守っていく、あるいはひやわいを守っていくというような考え方がありますので、そこもやはり知恵を絞りながら、景観計画と立地適正化計画と合わせながらいろいろ知恵を絞っていくといろんな考え方ができると思います。ちなみに知恵を絞った1つの事例としましては、大阪の千日前の所に法善寺横丁がありますけれども、あそこはご記憶の方もおられるかも知れませんが火災で半分ぐらい焼けてしまいました。あれを今の建築基準法で建てかえてしまいますと横丁がなくなってしまうわけですね。すべて4m道路になってしまいます。さあどうするかっていうことで大阪市も考えましたところ、連担建築物設計制度というのがありまして、この連担建築物設計制度っていうのをわかりやすく言いますと、道路とみなすんじゃないくて、マンションの通路、廊下っていうのはですね、1.5mぐらいしかない所もあるわけですね。連担建築物ですから、1つの集合住宅と考えましょうと。その集合住宅のだけの通路ですよっていうように、理解することによって、横丁の幅を守っていけるっていう制度なんですね。先ほど言いましたようにそれは、1つ1つの建物の防災性を高めながら、それが繋がって、集合住宅のような位置付けで通路として狭い横丁を守っていくっていう、こういう知恵を大阪市の働かせましたので、そういうようないろんな知恵を働かせて様々な制度を組み合わせればいろんなものが両方とも成立するっていうこともありますので、そこら辺は私もいろんな所でいろんな制度を使いながら携わってきてますので、またアドバイスもさせていただきながら、一緒にこれからこの矛盾するところをどうやって解消するかっていうのを考えさせていただけるのではないかなと思いますので、そのあたり3つの質問が出ましたけれども、今後、この計画を進めていくにあたって、ご懸念のことは地元の住民さんとの話し合いも含めていい方向に持っていけるんじゃないかなというふうに期待しております。はい、以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。ほかによかったですか。はい。意見は以上でありがとうございます。それとあとちょっと私が気になったところ。県が、県政だよりで水災害の意識を高め対策向上に努めましょうということで、治水の取り組みをしたと。県でこういう形で出たのは珍しいなということで、多少、県の意識もですね、海の件はいろいろ出たんですけど、こういう川に関することを出していただい

たのが、よく出していただいたなど。特に名張は一応川ってという問題があります。景観上と観光と本当に名張の資源でございますので、これとともに今後の名張市の方向性も定めていかないといけない中で、今後はやっぱり委員が言われたように知恵を出してね、特にいい町になっていけるように、皆様のご意見いただきながらできたらありがたいかなという思いでございます。その中で、本件、第1号議案のように採決はしませんので、本日ここで委員の皆さんからいただいたご意見をもちまして、本審議会の意見として答申させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

【委員の皆様】

はい。異議なし。

【議長】

異議なしの声をいただきましたので、これで答申させていただきます。どうもありがとうございました。これで本日の議事は終了させていただきます。本日傍聴者2名おっていただきましたので、まず、傍聴者ここで退場していただきますようよろしくお願いします。ご苦労さまでございました。

・・・傍聴者 退場・・・

【議長】

それでは進行の方を事務局に返させていただきます。よろしくお願いいたします。